

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月27日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 中 村 淳

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年7月13日（月）

2 監査の対象

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計、簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）使用料及び負担金について

水道事業会計、下水道事業特別会計等の使用料及び負担金については、適正な負担を図り、未収金については、法的手続き及び徴収体制の強化を図り回収に努められ、徴収金については、複数の職員の下で適正に管理していただき、特に上水道使用料の納付については、地方公営企業会計に基づいた管理をしていただきたい。

（2）超過勤務について

所属長は、超過勤務処理簿について、必ず事前承認を行い、超過勤務の特に多い職員の状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、事務配分等にも配慮をお願いしたい。

（3）地方公営企業会計基準について

地方公営企業会計制度の見直しにより、今後より明確になる財政状況を踏まえながら、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。